

令和4年10月25日

旭川市長 今津寛介様

旭川市公立大学法人評価委員会  
委員長 五十嵐敏文

公立大学法人旭川市立大学中期目標（案）に対する意見について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第1項の規定により市長が定める公立大学法人旭川市立大学に係る中期目標について、地方独立行政法人法第25条第3項の規定により、旭川市公立大学法人評価委員会として以下のとおり3回に渡り会議を開催し審議した結果、別紙の公立大学法人旭川市立大学中期目標（案）を適当であると認めます。

○旭川市公立大学法人評価委員会の開催状況

開催日	中期目標（案）に対する意見
令和4年9月8日	・「安全管理に関する目標」の記載修正 ・「自己点検、評価に関する目標」の記載修正 ・「人事制度に関する目標」の記載修正
令和4年9月30日	・「教育研究上の基本組織」の記載修正 ・内部統制に関わる記載追加
令和4年10月17日	・「国際交流に関する目標」の記載修正